

# 陳情の議決結果

## 可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係府庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

### 地方消費者行政に対する国による実効的支援を求めることに関する意見書

国では地方消費者行政の充実策を検討しているところであるが、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方自治体が独自の工夫・努力によって、消費者行政を充実させることは当然であるため、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となる懸念がある。

現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金が存在するが、期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等、継続的な経費への活用には自ずと限界があり、地方消費者行政充実のために、国による継続的かつ実効的な財政支援が求められている。

あわせて、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組みを推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示す必要がある。

さらに、消費生活相談員の地位・待遇についても、期限付きの非常勤職員が多く、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にあり、その待遇も消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にある。住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、鎌倉市議会は、政府及び国会に対し、地方消費者行政の支援について次の事項を要請する。

記

- 1 国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。
- 3 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月30日

鎌倉市議会

### 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置を求めることに関する意見書

漁業は、国民の健全な食生活に求められる水産物を供給するとともに、環境・生態系の保全等を通じ、豊かな国民生活の基盤を支えており、国産水産物を安定供給し続けるためには、漁業者の経営安定が不可欠である。

しかしながら、我が国の漁業経営を取り巻く情勢は、燃油価格の高騰、漁業就業者の減少と高齢化、水産資源の状況の悪化、魚価の低迷など、非常に厳しいものとなっている。

このような中、漁業用軽油に対する軽油引取税の免税措置が廃止された場合、漁労支出に占める燃油の割合が極めて高い漁業経営は、深刻な影響を受けることは明白であり、特に、軽油を主たる燃油とする沿岸漁業においては、零細の漁業者が多いことから、漁業者への直接的な経済打撃となり、廃業を余儀なくされることも予想される。

よって、国においては、第一次産業を取り巻く環境に配慮した総合的な視点を持ちながら、水産基本法の基本理念を踏まえ、漁業の健全かつ持続的な発展を図るとともに、水産物の安定的な供給を確保するため、漁船の動力源の用途となる軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月30日

鎌倉市議会

### 放射能に汚染された下水道汚泥焼却灰等の処理について国が責任ある対応を行うよう求めることに関する意見書

3月11日の未曾有の地震津波による、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射能が放出され、影響は首都圏にまで及んでいる。鎌倉市でも下水道汚泥焼却灰やごみ焼却灰、さらに保育園敷地等の土壌や植木剪定材堆肥にセシウム134、セシウム137が検出されている。

鎌倉市では、これまで下水道汚泥焼却灰はセメント材料にリサイクルしていた。しかし、放射能が検出されたことにより、セメント材料としてリサイクルできずに現在浄化センター内に保管されており、このままでは年内には満杯となることから、下水処理に重大な支障を来し、市民生活に深刻な影響を与えることになる。

政府は、下水道汚泥焼却灰が8,000ベクレル以下ならば管理型最終処分場に埋め立て処理することを許可したが、現在に至っても処分先が決まらない状況である。

下水道汚泥焼却灰を保管するための大型土嚢袋や袋詰めに係る作業委託の費用、さらに埋め立て処理する場合の費用等、現状は全て本市の財源での対応である。

よって、国におかれては、汚染された下水道汚泥焼却灰の処理において、東京電力の費用負担を含めて、国が責任をもって早期に対応を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月30日

鎌倉市議会

### 放射性物質を含む表土等の取り扱い方針の策定を国に求めることに関する意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染被害は、国民生活に大きな不安と経済的損失を与え続けている。本市においても、国で定めた暫定基準値以内の値ではあるものの、幼稚園・保育園敷地の表土や、植木剪定材に牛糞を混ぜて作った堆肥などから放射性物質が検出されたため、表土の削り取りや堆肥の使用中止など、市民の不安解消に努めている。

しかしながら、これらの放射性物質を含んだ表土などを受け入れる施設が設置されていないため、市の施設内で一時保管を行っているという状況に陥っており、保管場所が満杯になれば、本市を初めとする多くの自治体においても同様に業務に重大な支障を来すだけでなく、住民に多大な不安を与える原因にもなる。

国は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」を制定し、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずることを責務としているが、暫定基準値以内の放射性物質を含んだ表土や堆肥などは対象外とされている。

よって、国におかれては、安全な基準値を定めるとともに、これら表土などの受け入れ施設の設置を含めた取り扱い方針を早急に策定し、住民の不安を解消するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月30日

鎌倉市議会

◆地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出すること  
を求める件についての陳情  
陳情の要旨  
地方消費者行政の充実のため、国による実効的支援を求める意見書を国会及び政府に対して提出してほしいという  
委員会及び本会議の審議結果  
委員会、本会議ともに総員により採択。

◆平成24年度における重度障害者医療費助成制度継続についての陳情  
陳情の要旨  
平成24年度も引き続き、重度障害者医療費助成制度を継続することを求めるもの。  
委員会及び本会議の審議結果  
委員会、本会議ともに総員により採択。

◆平成25年4月以降の深沢多目的スポーツ広場利用についての陳情  
陳情の要旨  
平成25年4月から始まる深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業のため、深沢多目的スポーツ広場が使えなくなることを、当該スポーツ広場を練習・試合グラウンドとして使用している鎌倉ラグビースクールの存続が危うくなっ

◆漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める陳情  
陳情の要旨  
国産水産物を安定供給し続けるためには、漁業者の経営  
安定が必要であることから、軽油引取税の免税措置についての意見書を政府に提出してほしいというもの。  
委員会及び本会議の審議結果  
委員会、本会議ともに総員により採択。

◆坂ノ下地区における津波対策としての避難経路、避難場所確保についての陳情  
陳情の要旨  
市民が住宅のリフォーム工事等を行う場合、市内の建築業者に施工することにより、施主に工事費の一定額を助成する住宅リフォーム助成制度を市が創設するよう議会として尽力してほしいというもの。  
委員会及び本会議の審議結果  
委員会、本会議ともに多数により採択。

◆鎌倉漁港に関するワークショップの運営についての陳情  
陳情の要旨  
（仮称）鎌倉漁港に関するワークショップの運営において、議事内容の適切性、公平性及び透明性等の確保について、十分な配慮がされるよう要望するもの。  
委員会及び本会議の審議結果  
委員会では可否同数となったため、委員長裁決で採択。本会議では少数の賛成により不採択。

◆震災銭湯についての検討、研究を求める陳情  
陳情の要旨  
震災後の心身の健康を取り戻すためには入浴は欠かせないことから、市民のいざというときのために、市として震災銭湯の検討、研究を進めてほしいというもの。  
委員会及び本会議の審議結果  
委員会、本会議ともに多数により採択。

◆平成24年度予算策定に際して、障害児者・透析者を含む移動困難者に対する通院支援を求めるもの。  
委員会及び本会議の審議結果  
委員会、本会議ともに総員により採択。

◆平成24年度予算策定に際して、障害児者・透析者を含む移動困難者に対する通院支援を求めるもの。  
委員会及び本会議の審議結果  
委員会、本会議ともに総員により採択。

◆平成24年度予算策定に際して、障害児者・透析者を含む移動困難者に対する通院支援を求めるもの。  
委員会及び本会議の審議結果  
委員会、本会議ともに総員により採択。

◆鎌倉市における住宅リフォーム助成制度の創設を求めることについての陳情  
陳情の要旨  
市民が住宅のリフォーム工事等を行う場合、市内の建築業者に施工することにより、施主に工事費の一定額を助成する住宅リフォーム助成制度を市が創設するよう議会として尽力してほしいというもの。  
委員会及び本会議の審議結果  
委員会、本会議ともに多数により採択。

◆鎌倉漁港に関するワークショップの運営についての陳情  
陳情の要旨  
（仮称）鎌倉漁港に関するワークショップの運営において、議事内容の適切性、公平性及び透明性等の確保について、十分な配慮がされるよう要望するもの。  
委員会及び本会議の審議結果  
委員会では可否同数となったため、委員長裁決で採択。本会議では少数の賛成により不採択。



深沢多目的スポーツ広場

## 鎌倉市議会からのお知らせ

◆かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内  
「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版（収録テープ）と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局 議事調査担当までお問い合わせください。

◆請願・陳情の出し方  
市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局 議事調査担当までお問い合わせください。

請願と陳情の違い…請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。  
提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査、期限を過ぎての提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局  
議事調査担当  
電話：0467-23-3000 内線2448  
FAX：0467-23-5825  
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp